

2020年9月1日
日本原子力発電株式会社
東海事業本部

東海・東海第二発電所における
新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み状況について（その3）

東海・東海第二発電所においては、新型コロナウイルスの感染が国内で確認された以降、当社社員をはじめ発電所の安全確保及び安全性向上対策工事に従事する協力会社社員など東海・東海第二発電所で働くすべての方に、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底をお願いし、国の緊急事態宣言が発出された以降は、国や自治体からの要請に即した対策（4月30日にお知らせ済）を講じ、6月には当社として保安全管理体制維持のため、全国の感染状況や発電所周辺の状況を勘案しながら、これまでの日々の健康観察、行動記録の作成など厳しい対応を講じつつ「新しい生活様式」の導入・定着（6月19日にお知らせ済）へと徐々に切り替えてきたところです。

こうした中、更なる新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県外から新たに東海・東海第二発電所に入所する作業員等に対して、自主的にPCR検査を行うことと致します。

【PCR検査の対象等】

- ・ 県外から新たに入所される作業員等の方々を対象とし、各協力会社から対象者のリストを当社へ提出して頂き、県外においてPCR検査を実施します。

なお、これまで実施してきた以下の取り組みは、引き続き実施してまいります。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を日常に取り込むなど、発電所全体で感染者を発生させない取り組みを徹底します。
 - （1）日々の健康状態・行動記録を確認し、風邪等の症状がある場合、工事担当者へ連絡すること。
 - （2）食事の際の離隔距離確保など、社員、作業員間の感染を防止するとともに、バスや乗合乗車する際には、前後左右の座席間隔を空け、窓を開けるなど換気を十分に行うこと。
 - （3）症状がある場合は速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し指示を受けるとともに工事担当者へ連絡すること。
 - （4）当直運転員は、他の当社社員や協力会社作業員との接触機会を低減させるため、通勤及び食事の場所を分けるとともに、運転員の勤務場所は立入を規制すること。

(5) 万一感染者が発生した場合は、感染者と接触した可能性のある当直運転員全員を当直運転業務から外し、別の当直運転員に入れ替えることで体制を維持していくこと。

2. 各自治体の要請内容を踏まえた移動の自粛をおこなうとともに、万一、発電所で働く方が感染した場合に備え、これまでと同様に感染拡大防止の観点から、感染経路や濃厚接触者の特定が可能となるよう行動記録を作成します。

3. 引き続き、発電所で働く全員の日々の健康観察に加え、新たに発電所の構内へ入域する際は、入域2週間前からの健康状態を確認するとともに、都道府県から休業要請があった施設や感染者が発生した施設などに出向いていないことを行動履歴から確認し、必要に応じ速やかに医療機関での受診等の対応を要請します。

当社は、今後も新型コロナウイルス感染状況を注視しつつ、徹底した感染拡大防止に努めてまいります。

以 上